平成３０年（フ）第７９１号
大阪府高槻市芝生町４丁目51番４号
債務者　山口　早紀
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８６６号
大阪府豊中市上新田１丁目83番地の１（503号）
債務者　中田　美保
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９７４号
大阪市住之江区中加賀屋４丁目２番26―202号
債務者　油谷　泰弘
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０１６号
大阪府高槻市牧田町７番54―207号
債務者　前田　幸純
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０６９号
大阪市平野区平野市町１丁目１番35号　メゾン都308号室
債務者　福島　保宏（旧姓若松）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１２１号
大阪市西成区玉出西２丁目９番９号
債務者　世古　恵理
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１２９号
大阪市東住吉区西今川１丁目14番14号　エマーブル西今川　201号
債務者　前田　明美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１３９号
大阪市平野区背戸口３丁目７番24号　第２石見ハイツ401号室
債務者　橋本　昌樹
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１４０号
大阪市北区本庄東２丁目12番６号　林マンション　304号室
債務者　畠添　雄貴
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１４４号
大阪府茨木市松ケ本町６番37―116号
債務者　矢野　好美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７号
和歌山県田辺市江川30番37号
債務者　大門　泰子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第２８号
香川県高松市亀田町460番地８
債務者　鎌野　美里（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３３号
香川県高松市新北町12―16　第３メールブルー２階202号室、住民票上の住所香川県高松市茜町２番40―601号　アーバンハイツ
債務者　森實　湖沙（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３６号
香川県高松市西宝町３丁目５番25―101号　ＵＳ－１西宝町
債務者　戸田　伸一
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２３２号
福岡県糸島市三雲984番地16
債務者　岸川　千春
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３７０号
福岡市中央区大手門３丁目９番12―403号
債務者　志和　友香
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３７６号
福岡市博多区吉塚１丁目16番８―806号
債務者　田中　桃子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部